

居宅を訪問するサービス

居宅療養管理指導

通院が困難で在宅療養しているかたに対して、医師や歯科医師、薬剤師等が訪問し、療養上の指導や助言を行います。

保険医療機関(歯科を含む。)や保険薬局は、介護保険法の規定により「別段の申し出」や指定取消処分を受けていない場合を除き、(介護予防)居宅療養管理指導の指定事業者とみなされています。サービスの提供が可能かどうかについては、各保険医療機関・保険薬局にお問い合わせください。